

第1 審査会の結論

公立大学法人福島県立医科大学（以下「実施機関」という。）が、平成25年4月4日付け25医大健第1005号で行った「病理細胞診検査依頼書（以下「依頼書」という。）」及び「病理細胞診検査報告書（以下「報告書」という。）」を不開示とした決定について、当審査会は次のように判断する。

- 1 依頼書及び報告書の表題部分は、開示すべきである。
- 2 上記1に該当する部分以外の部分については、不開示とした実施機関の判断は妥当である。

第2 異議申立てに係る経過

- 1 異議申立人は平成25年2月20日付けで、条例第5条の規定により、実施機関に対して、「平成23年に県民健康調査の甲状腺検査を受けた子どものうち2次検査の細胞診断で甲状腺がんと診断された3人の生まれた年、腫瘍の大きさ、性別が記載されている文書」等の内容の開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。
- 2 これに対して実施機関は、平成25年4月4日付けで、本件開示請求に対応する公文書として依頼書及び報告書を特定した上で、「特定の個人を識別できるもの、又は特定の個人を識別することはできないが、公にする事により、なお、個人の権利利益を害するおそれがあるものに該当し、条例第7条第2号ただし書のいずれにも該当しないため。」との理由により条例第7条第2号に該当するため、不開示にするとの決定を行い、異議申立人に通知した。
- 3 異議申立人は、平成25年4月18日付けで、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、本件処分を不服として、実施機関に対し異議申立てを行った。
- 4 実施機関は、平成25年5月14日付け25医大健第1005号で異議申立人に補正を命じ、異議申立人は平成25年8月5日付けで補正を行った。その後、実施機関は平成25年9月27日付け25医大健第181号において、平成25年5月14日付け25医大健第1005号で異議申立人に補正を命じた内容を一部取り消した上で、平成25年11月6日付け25医大健第1197号により当審査会に諮問を行った。

第3 異議申立人の主張

- 1 異議申立ての趣旨
異議申立ての趣旨は、実施機関が依頼書及び報告書を不開示とした決定を取り消し、これらの開示を求めるというものである。
- 2 異議申立ての理由
異議申立ての理由は、異議申立書及び意見書の内容を総合すると、おおむね次のとおりである。
(1) 一部を不開示とすることにより「特定の個人を識別」できないようにすることは可能である。

- (2) 公にすることにより、個人の権利利益を害するおそれはない。
- (3) 県民健康調査は、平成23年8月24日に実施機関に申請された研究許可書（受付番号1318）によると、人体から採取された試料を用いる研究であることから、『『疫学研究に関する倫理指針（以下「倫理指針」という。）』が適用される研究」とされる。倫理指針によると、同指針が適用される研究は、「研究責任者は、研究対象者の個人情報保護に必要な措置を講じた上で、疫学研究の成果を公表しなければならない。」とされており、また、「研究責任者は、研究期間が数年に渡る場合には、研究計画書の定めるところにより、研究機関の長を通じ研究実施状況報告書を倫理審査委員会に提出しなければならない。」とされている。研究から既に2年半以上が経過していることから、条例第7条第2号アに該当する。
- (4) 本研究は、「研究の背景及び目的」にあるとおり、「チェルノブイリで唯一明らかにされた、放射性ヨウ素の内部被ばくによる小児甲状腺がん増加」を背景にした「多くの保護者の関心の一つ」であること、また、研究目的には「100万人当たり1～2名と極めて少なく、結節の大半は良性のもの」とあるが、既に38,000人余りから10人もの悪性又は悪性疑いが認められていることから、条例第7条第2号イに該当する。

上記の理由から、依頼書と報告書のうち個人を特定可能な部分を除き、開示する事が可能である旨主張する。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が本件対象処分に係る公文書を不開示とした理由は、公文書不開示決定理由説明書及び口頭による理由説明を総合すると次のとおりである。

1 本件開示請求にかかる公文書について

県民健康調査における甲状腺検査の二次検査においては、必要に応じて穿刺吸引細胞診検査を行っており、当該二次検査は、実施機関においては福島県立医科大学放射線医学県民健康管理センター（以下「健康管理センター」という。）から同大学附属病院病理部（以下「病理部」という。）に依頼書により検査を依頼し、病理部が報告書を作成するという流れで行われており、異議申立人が求める内容が記載されているのは依頼書と報告書であることから、依頼書及び報告書を本件開示請求の対象公文書として特定した。

2 条例第7条第2号該当性について

依頼書については、検査を受ける者の氏名等の個人を特定可能な情報や、二次検査において穿刺吸引細胞診検査が必要と認められた臨床診断に関する情報が記載されているものであり、報告書については、検査を受けた者の氏名等の個人を特定可能な情報や、依頼書の内容を基に穿刺吸引細胞診検査を行った結果の判定や所見といった医療情報に近い情報が記載されているものである。これらの情報のうち、個人を特定可能な情報は当然に条例第7条第2号に該当するものであり、また、その他の記載されている情報についても、カルテに記載されている医療情報と同一視すべきと考えられる個人の心身に関する情報であって、個人の人格と密接に関係するものであるため、特定の個人を識別することはできないが、公にすることにより、なお個人の権利利益

を侵害するおそれがあるものに該当するため、条例第7条第2号に該当すると判断した。

第5 審査会の判断

1 本件対象公文書について

県民健康調査については、健康管理センターが調査全体を実施しており、健康管理センターがインターネット上に公表している資料によると、甲状腺検査の二次検査については、「二次検査では、詳細な超音波検査、血液検査及び尿検査を行い、必要に応じて穿刺吸引細胞診を実施する。」とされている。実施機関の説明によると、当該穿刺吸引細胞診検査を受診した者については、依頼書及び報告書により検査の依頼及び結果報告をしており、当該依頼書及び報告書が本件開示請求にかかる公文書とのことであるが、この説明に特に不審な点はない。また、実施機関に確認したところ、他に開示の対象となる公文書の存在を疑わせる事実も存在しないと認められた。依頼書及び報告書については、検査を受ける者の情報や検査の内容等を記録するため、様式を定め、作成・保存されているものであると認められる。

2 条例第7条第2号該当性について

(1) 条例第7条第2号の趣旨について

本号は、個人の尊厳と基本的人権を尊重する立場から、個人のプライバシーを最大限に保護する必要があるとあり、プライバシーは、いったん開示されると、当該個人に対して回復し難い損害を与えることがあることから、特にプライバシーに関する情報については、最大限保護することを目的としており、特定の個人が識別され得るような情報が記録されている公文書は、原則として不開示とすることを定めたものであると解される。

また、本号ただし書は、個人が識別され得る個人情報には、公知の情報や、人の生命、財産等を保護するために公にすることが必要な情報が含まれることから、個人の権利利益を侵害しないもの及び個人の権利利益に優越する公益が認められる場合には、不開示としないことを例外的に定めたものと解される。

(2) 条例第7条第2号の該当性について

依頼書及び報告書を具体的に確認したところ、そこに記載される情報は明らかに個人を特定できる検査を受けた者の氏名等の情報や、検査の実施や事後の管理に関して必要な情報、検査に係る医師の氏名や診断等の情報が記載されていることが確認された。これらの情報は、カルテのように個人の人格と密接に関係する情報と認められることから、その情報の流通については記載されている本人がコントロールすることが可能であるべきと考えられ、本人の同意なしに第三者に流通させることは適切ではないと考えられる情報であり、条例第7条第2号本文に該当し、同号ただし書きのいずれにも該当しないものと認められる。

しかし、第5の1で確認したとおり、依頼書及び報告書は様式として定められており、審査会が具体的に確認したところ、それぞれの名称が様式に記載されていた。当該名称は平成25年4月4日付け公文書不開示決定通知書の公文書の名称欄に記載されており、当該名称自体は不開示情報ではないと実施機関が判断しているものと

認められ、また、審査会としても当該名称が開示されることにより保護されるべき個人情報が開示されることはないと判断するところであるため、当該名称については条例第7条第2号に該当するとは認められない。

(3) まとめ

カルテのように個人の人格と密接に関係する情報については、個人識別性がない場合であっても開示されることにはならないと判断されるものであり、今回については、依頼書及び報告書のうち第5の2(2)後段で論じた部分は実施機関が行った公文書不開示決定において公文書の件名として既に関示されているものであることに鑑みて、当該部分を開示すべき情報と認め、「第1 審査会の結論」のとおり判断するものである。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過は、別紙「審査会の処理経過」のとおりである。

別紙

審査会の処理経過

年 月 日	処 理 内 容
平成25年11月6日	・ 諮問書受付
平成25年11月11日	・ 実施機関に不開示決定理由説明書の提出を要求
平成25年12月9日	・ 実施機関から不開示決定理由説明書の提出
平成25年12月10日	・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書を送付 ・ 異議申立人に一部開示決定理由説明書に対する意見書の提出を要求
平成27年4月24日 (第231回審査会)	・ 異議申立ての経過説明 ・ 審議
平成27年5月20日 (第232回審査会)	・ 実施機関から一部開示決定理由に対する意見を聴取 ・ 審議
平成27年11月6日 (第237回審査会)	・ 審議
平成27年12月4日 (第238回審査会)	・ 審議
平成28年1月8日 (第239回審査会)	・ 審議

参考

福島県情報公開審査会委員名簿（平成28年2月29日現在）

（五十音順）

氏名	現職等	備考
五十嵐まりい	国際交流団体 代表	
垣見 隆禎	国立大学法人福島大学行政政策学類 教授	会長
阪本 尚文	国立大学法人福島大学行政政策学類 講師	
丹野 豊子	行政書士会 会長	
千葉 和彦	弁護士	会長職務代理者